



# Newsletter

29 June 2020

「コロナウイルス・リソース・ センター」開設のお知らせ

ベーカーマッケンジーでは、新型コロナウイルスが各国大手企業に与える影響ついて法的観点から情報をご提供しています。

以下のサイトにて情報を掲載しておりますので是非ご利用ください。



# Corporate & Tax Global Update ニューズレター Vol. 47

# はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 47 となる本号では、EU 復興計画案の公表、米国 2019 年事前確認(APA) レポートの発表等の最新情報をお届けします。本ニューズレターが会社法務と税 務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

# 目次

# 1. アジア

インドネシア:電子システムを通じた取引に係る付加価値税(VAT)納税義務に 関する新たな規制について

# 2. 米州

米国:米国内国歳入庁が 2019 年事前確認 (APA) レポートを発表

# 3. 豪州

オーストラリア: 外国投資法の改正-外国投資審査手続の変更オーストラリア競争・消費者委員会 (ACCC) 及びオーストラリア情報委員会 (OAIC) による消費者データ権の遵守及び執行ポリシーの公表について

# 4. 欧州

EU:欧州員会が EU 復興計画案を公表

ドイツ:ドイツ司法省、会社責任法法案を公表

# 「グローバル・プライベート M&Aガイド(英文)」 のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とする クロスボーダーM&Aの準備、実行段階 で直面する法務および規制上の各種の 論点について、各国の状況を取りませる めたもので、39法域をカバーしていま す。クロスボーダーM&Aに関する法律 実務はますます複雑さを増す傾向にあ り、十分な事前準備と情報収集はM&A 案件の成功のための必須の条件となっ ています。本ガイドは、クロスボー ダーM&Aに関わる実務家にとって必携 の書と言えます。

本ガイド (無料) をご希望の方は メールにてご連絡ください。



# 1. アジア

# インドネシア

# 電子システムを通じた取引に係る付加価値税(VAT)納税義務 に関する新たな規制について

インドネシア政府は、電子システムを通じた取引(以下、「PMSE」)により、インドネシア国外からインドネシア国内に提供される課税対象無形資産又は課税対象サービスに係る付加価値税(以下、「VAT」)の徴収義務者の指定、徴収及び納税、並びに報告のための手続に関する財務大臣規則第48/PMK.03/2020号(以下、「MoF規則第48号」)を公布した。

MoF 規則第 48 号は、法律代行政令(Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-Undang)2020 年第 1 号(以下、「Perppu 1/2020」)第 6 条第 13 項の施行規則である。なお、Perppu 1/2020 自体は、法律 2020 年第 2 号として 2020 年 5 月 16 日に公布され、法律として成立している。

MoF 規則第 48 号は、Perppu 1/2020 で言及されている、国外販売者、国外サービス提供者、及び取引活動に使用される電子システムの国外提供者(以下、「(国外)PPMSE」)及びインドネシア国内 PPMSE(以下、これらの4種の事業者を総称して「PMSE事業者」)が負うこととなる VAT の納付義務に関して詳細に規定している。

#### MoF 規則第 48 号の概要

MoF 規則第 48 号に基づくと、VAT は、PMSE を通じて国外から国内に提供される課税対象無形資産又は課税対象サービスの利用に対して課されるものとされている。VAT の徴収義務者として指定されている PMSE 事業者は、VAT の徴収、納税及び報告を行わなければならない。

VAT の金額は、購入者又はサービスの受領者が支払う税抜き対価の 10%である。VAT は、購入者又はサービスの受領者が支払いを行った時点において支払対価に加えて徴収し、VAT の徴収義務者である PMSE 事業者は、VAT 徴収証明書を発行した上で、遅くとも翌月末までに VAT を納税しなければならない。

MoF 規則第 48 号は、2020 年 5 月 5 日に公布され、2020 年 7 月 1 日から施行される予定である。

### MoF 規則第 48 号の詳細

1. VAT の対象

MoF 規則第 48 号に基づき VAT の対象となる課税対象無形資産の利用には、以下のものが含まれる。

- ① 文学上、美術上若しくは学術上の著作権、特許権、意匠若しくは模型、計画、図面若しくは秘密方式、商標権、又はその他の知的財産権の使用若しくは使用権、産業財産権、並びにその他の類似の権利
- ② 産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用又は使用権
- ③ 科学、技術、産業、商業分野における知識又は情報の使用
- ④ 上記の①、②及び③の点に関連する補足的又は追加的な使用であり、 以下の形式による使用
  - (ア) 衛星、ケーブル、光ファイバー若しくは類似の技術を介して人々に 配信された画像又は音声記録の受信又は受信権

### 「グローバル企業再編・倒産 ガイド(英文)」のお知らせ

第7版となる「2020年グローバル企業 再編・倒産ガイド」が発行となりまし た。本ガイドは、世界40か国における 企業再編、倒産手続きに関する実務上 の要点を取り纏めたもので、COVID-19の影響下で浮かび上がる様々な懸念 点についても網羅しています。

本ガイド (無料) をご希望の方は メールにてご連絡ください。



- (イ) 衛星、ケーブル、光ファイバー若しくは類似の技術を介して人々に 配信された画像又は音声記録の使用又は使用権
- (ウ) 無線通信スペクトルの全部又は一部の使用又は使用権
- ⑤ テレビ放送のための動画フィルム、フィルム若しくはビデオテープ、 又はラジオ放送のための音声テープの使用又は使用権
- ⑥ その他の産業財産権又は知的財産権

デジタル商品及びデジタルサービスの利用も VAT の課税対象となる。デジタル商品とは、電子的に変換された商品を含む電子的又はデジタル情報の形態をした全ての無形商品、並びにソフトウェア、マルチメディア及び電子データを含み(ただし、これらに限定されない)、もともと電子的形態であった商品であると定義されている。デジタルサービスとは、インターネット又は電子ネットワークを介して提供される本質的に自動化されているか若しくは人間の関与が最小限度にとどまっているサービスであって、情報技術なしでは提供されるサービスを確認することが不可能なサービス(ソフトウェアに基づくサービスを含むがこれに限定されない)であると定義されている。

2. VATの徴収義務者

VAT の徴収義務者は、以下の者である。

- 国外販売者又は国外サービス提供者と購入者又はサービスの受領者との間の直接取引に供される課税対象無形資産又は課税対象サービスの利用について、(国税総局による指定を受けた)国外販売者又は国外サービス提供者
- 国外販売者又は国外サービス提供者が、国外 PPMSE 又はインドネシア 国内 PPMSE を通じ、課税対象無形資産又は課税対象サービスの利用に 関して、購入者又はサービス受領者と取引を行う場合における(国税総 局による指定を受けた)国外販売者、国外サービス提供者、国外 PPMSE 又はインドネシア国内 PPMSE

PMSE事業者は、MoF規則第48号に規定する以下の数値が一定の水準を超えている場合、VATの徴収義務者に指定される。

- インドネシアにおける12か月間の取引高
- 12か月間における総取引量

指定基準の詳細については、国税総局が別途決定する。また、VATの徴収義 務者の指定権限も国税総局が有している。VATの徴収義務者の指定の効果 は、指定決定の翌月早々に発効する。

国税総局は、VATの徴収義務者に対し、VATの徴収義務者の税務上の権利及び義務の行使及び履行のために用いられる納税者番号を付与する。PMSE事業者は、VATの徴収義務者としての指定基準を満たしているにもかかわらず未だ指定されていない場合、VATの徴収義務者として指定するよう国税総局に対して通知することができる。

MoF 規則第 48 号による徴収義務者としての指定基準を満たさない PMSE 事業者から提供される課税対象無形資産及び課税対象サービスの利用の取引については、購入者又はサービス受領者が VAT を徴収、納税及び報告しなければならない。

## 3. 購入者又はサービス受領者

購入者及びサービス受領者は、以下の基準のいずれかを満たす個人又は事業体であると定義されている。

- インドネシアに住所を有していること
- インドネシアの機関が提供するデビット、クレジット、又はその他の決済手段を使用して支払いを行っていること
- インドネシアのインターネットプロトコルアドレス、又はインドネシア の国番号を含む電話番号を使用して取引を行っていること

郵送先又は請求先の住所がインドネシアにある場合、又は登録時に選択した 国がインドネシアである場合、その個人又は事業体はインドネシアに住所を 有するものとみなされる。

#### 4. VAT 納税義務

VAT の徴収義務者である PMSE 事業者は、VAT 徴収証明書を発行しなければならない。この証明書は、VAT が徴収され、支払われたことを示す商業用インボイス、請求書、発注書又は類似する文書の形式で発行することができる。VAT インボイスとして扱われる VAT 徴収証明書は、国税総局の定める要件に従って発行しなければならない。

VAT の徴収義務者である PMSE 事業者は、徴収した VAT を、遅くとも翌月末までに電子納税の形式で納税しなければならない。納税に際しては、ルピア、米ドル又は国税総局が定めるその他の外貨を用いて行うことができる。

また、VATの徴収義務者は、徴収した VAT 及び納税した VAT に関する報告書を提出することが義務付けられている。報告書は3か月毎に提出しなければならず、各会計期間について少なくとも以下の全ての情報を記載しなければならない。

- 購入者及びサービス受領者の合計数
- 支払総額
- 徴収した VAT の合計額
- 納税した VAT の合計額

報告書は電子形式で作成され、国税総局が提供する申請書又はシステムを通じて報告される。

国税総局は、VATの徴収義務者が1暦年の間に徴収したVATの詳細報告書を要求することができる。詳細報告書には、以下の情報が記載されていなければならない。

- VAT 徴収証明書の発行枚数及び日付
- 支払総額
- 徴収した VAT の合計額 VAT 徴収証明書に納税者番号が記載されている場合には、購入者又はサービス受領者の氏名及び納税者番号

#### 考慮すべき活動

MoF 規則第 48 号は、法律 2020 年第 2 号として国会で可決された Perppu 1/2020 において定められた VAT 納税義務について、追加的な詳細を提供している。

しかしながら、MoF 規則第 48 号は、VAT の徴収義務者の指定基準を規定していない。また、MoF 規則第 48 号は、国外の VAT 徴収義務者が行う VAT 納税義務を履行するためのインドネシア国内における事業体の指定等に関連する Perppu 1/2020 の規定に関する詳細を提供していない。したがって、納税者が PMSE を通じた取引に係る VAT の徴収がどのように行われるかについて理解するためには、さらなる詳細を待つ必要があるだろう。また、MoF 規則第 48 号の詳細を十分に理解するためには、さらなるガイダンスの公表が必要である。

最初のページに戻る

# 2. 米州

### 米国

# 米国内国歳入庁が 2019 年事前確認(APA) レポートを発表

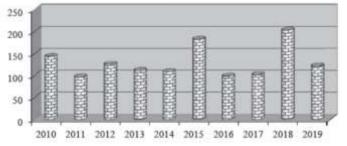
米国内国歳入庁(以下、「IRS」)は、2020年3月25日、移転価格税制の 適用に関する事前確認制度(以下、「APA」)に関する報告書1を公表した (「2019年 APA 報告書」)。

米国における相互協議と APA 手続は IRS の Advance Pricing and Mutual Agreement Office(APMA)が主管しており、今般の 2019 年 APA 報告書も APMA の編纂によるものである。同報告書では、人員を含む APMA の体制、並びに、2019 年度の APA 申請件数、繰越件数及び締結件数に関する一般的な情報(業種別の割合、取引別の割合、地域別割合、移転価格算定方法の割合等を含む)が網羅されている。米国の APA 手続や日米間の移転価格の問題に直面している本邦企業にとっても参考になる記載が多く含まれる。

本稿では、同報告書の主要な要点をまとめるとともに、APMA および APA に関する弊所の経験に基づく所見について述べる。

### APA 申請

新たな APA 申請件数は 2018 年の 203 件から 2019 年には 121 件と大幅に減少した。米国では日本とは異なり APA プログラムの利用料が課されるが、本ニューズレター2019 年 6 月号でも触れた通り、2018 年 7 月 1 日および 2019 年 1 月 1 日に APA 利用者料が大幅に値上げされ、現在は \$ 113,500(中小企業 \$ 54,000)と以前の約 2 倍となり、2018 年に手数料の引き上げ前の駆け込み申請が大幅に増加したことが主な影響である可能性が高い。



出典: IRS「2019年 APA 報告書」(2020年3月25日)

このような特殊要因を除くと、2019年の APA 申請件数は、2011年以降の年間届出件数とほぼ一致している(2018年以外の主な例外として、2015年に APA に関する新歳入手続細則(Rev.Proc.2015-41)に基づくコンプライアンス要件が発効される前の駆け込み申請があった。)。近年の特徴の一つとし

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Announcement and Report Concerning Advance Pricing Agreements https://www.irs.gov/irb/2020-15\_IRB

て3か国以上の国が関与する多国間 APA が増加していることが特徴である。2019 年に申請された多国間 APA の数は 8 件と 2018 年 (7 件) に比べて僅かに増加しており、これは 2000 年から 2017 年 (11 件) に提出された数から大幅に増加している。これは、近年においてグループ間取引がより細分化され、3 か国以上の複数国に跨ることが増えてきた(例えば、半製品製造会社→完成品製造会社→販売会社)という面と、各国で移転価格調査が増加する中で、APA を申請し確認対象取引の移転価格調査を回避し<sup>2</sup>、複数国で移転価格問題を効率的に同時に解決することを求める納税者が増えてきているのではないかという面が考えられる。

### APA 審査手続

2019 年の APA 全体の繰越件数は、2019 年 1 月の政府の停止にもかかわらず、2018 年 (454 件) に比べて 458 件とほぼ横ばいで推移している。また、二国間での APA 審査件数も、387 件と 2018 年 (386 件) とほぼ同数となった。一方で、ユニラテラル APA 繰越件数は 58 件から 46 件へと減少した。なお、二国間 APA の繰越件数は、日本 (28%)、インド (21%)、カナダ (10%)、ドイツ (8%)、韓国 (5%)であり、2018 年とほぼ同じであった。報告書には、メキシコ (5%)、英国 (4%)、イタリア (4%)、その他のすべての国 (15%)が関与した二国間 APA の件数が含まれている。

2019 年に実施された二国間 APA は、2018 年(42.1 か月(中央値))と比べて 40.5 か月(中央値)と完了までの期間が短縮された。ユニラテラル APA の更新事案は(30.7 カ月(中央値))であった。2019 年の APA レポートで示されているように、処理時間の 18 つの異なる測定値(平均処理期間、処理期間中央値、ユニラテラル APA、バイラテラル APA、新規 APA、更新 APA など)のうち、2019 年には 2 つの測定値を除いて対前年比で改善が見られた。なお 2018 年と 2019 年の APMA の人員数に変更はない(ただし、チームリーダーの数は 4 名減り、エコノミストは 4 名増えた)。

APMAは、2019年に「機能コスト診断モデル」(以下、「FCDモデル」)を発表したが、これは、片側検証の方法(主にTNMM)が確認対象取引にとって最良の移転価格算定方法であるかどうかを評価することを意図したものである。FCDモデルは複雑で、適用に追加の時間とリソースが必要であり、APMAが FCDM 分析を要求する場合には、APAがより長期化する可能性が高い。しかし、少なくとも 2019年に締結された事案に限っては、FCDモデルが処理時間を増加させるということはなかったようである。ただし、今後 APA の審査が進む事案については FCDモデルの影響を直接受けることが予測され、今後 FCDモデルの普及がどの程度進むかが注目される。

#### APA 対象期間

遡及適用年度を含む APA 期間は、2019 年には平均 6 年となった(2018 年と2017 年の 7 年から減少)。APA の締結件数で最も多かったのは 5 年(全体の 44%)、86%は 5 年以上のものであった。

なお、2020 年には COVID-19 の影響による経済の不確実性を受けて、今後は APA 期間の延長を望む申請者又は条約相手国に悪影響を及ぼす可能性がある。

# 移転価格算定方法

2019年についても、有形資産取引・無形資産取引共に、引き続き利益比準法 /取引単位営業利益法(以下、「CPM/TNMM」)が移転価格算定方法(以 下、「TPM」)として採用され、81%を占めている。CPM/TNMMを採用し た場合の利益水準指標(以下、「PLI」)については、営業利益率(営業利益

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 各国現地法により異なり、APA 申請が税務当局の調査を停止させる効果を持たない 国も一定数存在する。

/売上高)が 64%となり、2017年の 85%、2018年の 68%から低下が続いている。残りの事案はベリー比、総資産利益率 (ROA) などの PLI が適用されているが、2016年以前の APA レポートとは異なり、営業利益率以外の PLI の適用回数を別途公表していない。サービス取引でも、CPM/TNMM も最も一般的な TPM であり、合計 65%の取引に営業利益率または総費用営業利益率が PLI として採用されているが、近年その割合は低下している。

#### 結論

APAに関する歳入手続細則(Proc.2015-41 APMA)は、APAの申請時に必要な情報を多く課すことで、処理時間を短縮することを意図して定められた。2019年はこの影響もあり、処理時間が全般的に減少し、繰越件数がわずかに減少したという効果をもたらした。さらに、APMAは 2020年から更なる人員拡大を計画しており、これは処理時間のさらなる短縮や、上述した急増した 2018年事案の処理促進に役立つ可能性がある。しかし、APMAは COVID-19パンデミックの間に在宅勤務体制をとっており、多くの条約パートナーとの交渉が全般的に減速したため、2020年には世界中の APA 処理時間が増加する可能性があり、今後の動向を注視していく必要がある(なお、2020年6月時点においては、日本との相互協議事案については電話会議を通じて継続されている模様である。)。

最初のページに戻る

# 3. 豪州

### オーストラリア

# 外国投資法の改正一外国投資審査手続の変更

オーストラリア政府は、2020年6月5日、安全保障に対するリスクから国益を守るため、外国人投資家が「重要な国家安全保障に関する事業」("sensitive national security business")へ投資を行う際に実施する審査のフレームワークを強化し、他方で重要性の低い分野("less sensitive investments")については従来の手続を一部で緩和する等のリフォーム(以下、「本リフォーム」)を発表した。本リフォームは、2021年1月1日より施行される予定である。

### 新たな国家安全保障テスト

本リフォームの一環として、新たな国家安全保障テスト("national security test" 以下、「本テスト」)が外国投資家による「重要な国家安全保障に関する事業」への投資に適用される。

本テストは、投資価値や投資家の国籍に関係なく、全ての外国投資家による 直接投資を審査し、当該投資が国家安全保障の観点から自国にリスクをもた らすと判断された場合には、当該投資に条件を課したり、当該投資を禁じた りする等の措置を認めるものである。

### 1. 適用範囲

「重要な国家安全保障に関する事業」へ直接投資を行う外国投資家(外国投資家が保有する事業や企業が「重要な国家安全保障に関する事業」を開始する場合も含む)は、事前通知を行い、事前承認を取得することが求められる。現行法(Foreign Acquisitions and Takeovers Act 1975 以下、「FATA」)では、原則的に、投資家の国籍が非 FTA 締結国の場合は 2億7,500 万豪ドル、FTA 締結国の場合は 11億9,200 万豪ドル(但し、国益テスト("national interest test")の下では「重要な事業」("sensitive business")への投資は FTA 加盟国の場合でも 2億7,500 万豪ドル)という閾値が設けられているが、本テストではそのような閾値は設定されず、投資家の国籍によ

る条件の相違がない。なお、既存の国益テストの内容は変更されず、本 フォーム施行後は、両テストが併存することになる。

#### 2. 重要な国家安全保障に関わる事業

「重要な国家安全保障に関わる事業」とは、国家安全保障にとって特に重要であると考えられる商品、サービス、技術の製造及び供給や重要なデータを取り扱う事業を含むことが想定されるが、この定義は、本フォームの法案化により明確にされる。

#### 3. 財務長官の権限拡大

本リフォームは、投資に対する監視と FATA 遵守の実効性を確保するため、 以下のような権限を財務長官に認めている。

- 国益テスト又は本テストで要求される事前通知を行っていない投資に対しても、財務長官が国家安全保障上の懸念が生じると判断した場合には、投資前、投資中、又は投資後において、本テストによる審査を外国投資家へ要求("call in") する権限
- 既に事前承認を取得している投資であっても、取引終了後に懸念が生じた場合には、新たな条件を課すか既存の条件を変更する権限、又は最終手段として外国投資家が取得した事業、企業、土地を売却するよう強制する権限("last resort review power")

#### 4. 外国投資家に与えられる手続

他方で、外国投資家には、本テストによる審査が要求されること("called in")を事前に回避するために任意で事前通知を行うこと("Voluntary notification")が認められ、また、個別のスクリーニングを受けすに買収を可能とする免除申請を行う機会("Investor-specific exemption certificates")が認められる。

### 緊急事態における一時的変更との関係

今般の COVID-19 感染拡大の状況に鑑み、オーストラリア政府は、2020 年 3 月に、外国投資審査委員会(FIRB)が行う投資審査のフレームワークを急遽変更し、FATA に基づく全ての外国投資審査の閾値を 0 豪ドルへ引き下げ、申請案件の審査機関を 30 日から最長で 6 か月に延長した(COVID-19 関連の変更の詳細については本ニューズレター2020 年 3 月号 Vol. 45 を参照されたい)。もっとも、緊急事態における当該変更は一時的な措置であり、オーストラリア政府は、本フォームが法制化され次第、本フォームへ移行することを想定している。

最初のページに戻る

オーストラリア競争・消費者委員会(ACCC)及びオーストラ リア情報委員会(OAIC)による消費者データ権の遵守及び執行 ポリシーの公表について

オーストラリア議会は、2019年8月1日、消費者データ権(以下、「CDR」という)に関する法案を可決した。CDRは、市場競争の促進及び新たなデータ活用によるビジネスの創出という観点から特に注目を集めている。本記事では、まもなく施行される予定のCDRに関して、オーストラリア競争・消費者委員会(以下、「ACCC」という)及びオーストラリア情報委員会(以下、「OAIC」という)が共同で発表したCDRの遵守及び執行ポリシー(以下、「CDRポリシー」という)につき、その概略を紹介する。

なお、より詳細な CDR ポリシーの内容については、こちらを参照されたい。

# CDR ポリシーの概要

2020 年 5 月 8 日、ACCC 及び OAIC は共同で CDR ポリシーを公表した。

CDRとは、消費者に対して、データ保有者が保有する消費者自身の個人データに対する強力なアクセス権及び管理権を付与するものであり、消費者は目的に応じて自身の情報を ACCC により認定された第三者(以下、「認定データ受領者」という)に提供することも選択できる。これにより、認定データ受領者がデータ保有者である銀行や企業等から取得した情報に基づき、消費者のニーズに沿った製品及びサービスを提供することが可能となるため、市場競争の促進が期待されている。CDR は、2020 年7月から施行される予定である。

CDR ポリシーの目的は、CDR の規制枠組みの遵守を奨励し、その違反を防止するために ACCC 及び OAIC が実施する方策について、消費者、データ保有者、認定データ受領者等の CDR 関係者の理解を促すことである。

### CDR 関連法規の遵守の監視手段

CDR 関連法規の遵守の監視は、ACCC 及び OAIC が共同で行う。

CDR ポリシーには、ACCC 及び OAIC が CDR 関連法規の遵守の監視に際して利用することが予定されている幅広い情報源及び監視手段が列挙されている。具体的な情報源としては、利害関係者(消費者、企業、消費団体、その他の政府機関等)や外部の紛争解決機関から収集する情報、データ保有者及び認定データ受領者が義務的に作成する定期報告書等が列挙されている。また、具体的な監視策としては、データ保有者及び認定データ受領者が CDR 関連法規を遵守していることを確認するための監査及び評価の実施、データ保有者又は認定データ受領者に対する情報提供の要請及び法定の情報収集権限を用いた情報、文書、証拠の提供の強制等が列挙されている。

# 重大違反行為類型

CDR ポリシーは、消費者及び CDR 制度に大きな損害を与える可能性があるため、ACCC 及び OAIC が優先的に対処すべき行為類型についても特定している。以下の行為類型に該当する行為がなされた場合、ACCC 及び OAIC による執行措置が実施される可能性が高いとされている。

- 誤解を招く行為及び欺瞞的な行為(認定されていないにもかかわらず、 認定データ受領者であると誤解させたり、欺罔したりする行為等)
- データ収集時における不正な同意取得行為
- 不十分なセキュリティー管理行為
- 消費者による有効な要請があるにも関わらず、データ保有者が消費者 データの開示を拒否する行為
- 消費者の個人データの不正使用行為又は不適切な開示行為

#### 執行措置

CDR ポリシーには、ACCC 及び OAIC が CDR 関連法規の違反に対処するために利用可能な一連の執行措置が列挙されている。具体的には、運用上の解決措置(例えば、データ保有者である企業におけるコンプライアンス・プログラムの実施、内部業務手続の改善、従業員のトレーニングプログラムの実施等を提案すること)、違反したデータ保有者又は認定データ受領者へのACCCによる違反通知書の送付、違反したデータ保有者又は認定データ受領

者からの改善措置を実施する旨の裁判所により執行可能な誓約書の取得、 ACCCによる認定データ受領者の認定の一時停止又は取消し、OAICによる 決定及び命令並びに裁判手続(これらの結果、違反者に対して罰則、差止命 令、損害賠償等が課される可能性がある)などが列挙されている。

最初のページに戻る

# 4. 欧州

#### EU

# 欧州員会が EU 復興計画案を公表

#### はじめに

2020 年 5 月 27 日、欧州委員会(以下「委員会」という)は、復興計画に係る提案を公表した $^3$ 。この復興計画では、「次世代 EU(Next Generation EU)」と称される 7,500 億ユーロの新たな復興基金(以下「**次世代 EU**」という)を創設することが企図されており、その資金は、委員会による金融市場での借入により調達される。

この提案が EU 加盟国により承認された場合、7,500 億ユーロの復興基金のうち5,000 億ユーロについては助成金として、2,500 億ユーロについては融資として利用される。この復興基金は、2021 年から 2027 年の予算として提案されている1兆1,000 億ユーロの既存の EU 予算に追加されるものであり、今後7年間の委員会による総支出可能額を1兆8,500 億ユーロとするものである。そして、今後数年間において、その大部分が先行して利用されることが期待されている。

#### EU 復興計画:「次世代 EU」

次世代 EU の資金と新たな EU 予算は、EU プログラムを通じて利用される。その主たる部分は、「欧州グリーン協定(European Green Deal)」とデジタル・アジェンダに関する EU の目標の達成を支援し、「より公平で強靭な社会」を構築するための資金として利用される。主な資金調達プログラムは、以下の通りである。

• 復旧・復興ファシリティ(新設) — 5,600 億ユーロ

この復旧・復興ファシリティは、次世代 EU の基金の中でも特に規模の大きいものであり、このイニシアチブの革新的なものである。この資金により、グリーン及びデジタルへの移行の支援に係る復興プログラム全体の約4分の3が提供される。5,600億ユーロのうち、3,100億ユーロは助成金により、2,500億ユーロは融資により提供される。これにより全ての加盟国が恩恵を享受できるが、具体的な支援は COVID-19 により最も影響を受け、最も支援を必要とする分野に重点的に提供される。

Cohesion プログラム — 550 億ユーロの増額

この資金は、現在から 2022 年までの間に、Cohesion Fund の下において、COVID-19 による影響度の重大性に応じて配分される。これは 2014 年から 2020 年のために提案された Cohesion プログラムの 15%の増額を意味する。

InvestEU 及び戦略的投資ファシリティ — 300 億ユーロ超

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\_ 20 940

InvestEUは、欧州の最も重要なプログラムの一つである。委員会は、これを拡大し、グリーンとデジタルへの移行に係る 1,500 億ユーロの民間 投資と国内市場における主要なバリューチェーンを確立することを目指 している。

### 優先的投資先

次世代 EU 及び次の EU 予算については、欧州グリーン協定及びデジタル・アジェンダの優先順位に従って利用される。特筆すべきは、以下の各プログラムとなる。

- 再生可能エネルギー:現時点において詳細は明らかにされていないものの、委員会が再生可能エネルギー事業に係る損失又は遅れを取り戻そうとしていることは明らかである。洋上風力発電事業は、最も優先度の高い事業の一つであり、委員会は、2020年第4四半期に洋上再生可能エネルギー戦略を発表する予定である。加盟国がこの提案を支持するならば、今後数年間に国内入札を補完・代替する新たな容量のためのEU入札、あるいは国内入札への資金提供を期待することができる。
- クリーン水素:委員会は、欧州におけるクリーン水素社会への始動の重要性を強調している。新しい基金は、新しいクリーン水素戦略に基づき、欧州でのクリーン水素の生産と利用を促進する資金を提供する。今後数年間に、クリーン水素に係る研究開発、実証実験及び容量入札に向けた EU の大規模な資金供給が期待される。なお、2020 年 6 月末までに委員会から「水素戦略」が発表され、これによりその詳細が明らかにされることが期待されている。
- 民間銀行を通じたものを含め、政府、民間企業に対して助成金や融資を 提供する建物のリノベーションに係る大規模なリノベーション・ウェー ブの促進。
- EV を中心とした次世代電池への投資、欧州電池連携の加速。
- 例えば、EVの充電地点を 100 万点設置するなど、持続可能な移動手段の 開発及び生産を促進することによるクリーンな移動手段への移行。

#### タイミング

委員会は、現行の 2014-2020 年予算を改定し、2020 年に 115 億ユーロの追加資金を用意することを提案している。その他の資金については、次期 EU 予算の採択により、2021 年以降に利用可能となる。

### 展望

委員会によって提案された復興計画、とりわけ復旧・復興ファシリティは、 革新的なものである。

加盟国がこれらの提案のすべてに賛同するかは定かではなく、いずれにしても、委員会にて資金の借入を行うためには全会一致の賛成が必要となる。しかしながら、フランスとドイツはすでに大筋の同意を示しており、一定の調整が行われることは避けられないものの、委員会においては、概ね提案の内容に沿った賛同が得られるとの自信を有しているようにみえる。

委員会の提案する基金と新たな EU 予算により、グリーン技術へのかつてない規模の投資を短期間にて促進し、政府の援助承認などの分野において迅速かつ有益な処理を可能とするものと期待される。委員会にとり、研究開発又は実証段階だけでなく、成熟段階においても、特に再生可能エネルギー、水素、持続可能な熱源・移動におけるプロジェクトを支援するために、助成金又は融資の両方の形式により、非常に重要な資金を提供する初めての試みとなる。

これらの分野に携わる会社は、このイニシアチブを注視し、この新しい現実を考慮に入れた投資ポートフォリオを用意する必要があるだろう。これらの

機会を享受するためには、今後公表される複雑かつ新規の規制環境を克服することが鍵となるだろう。

最初のページに戻る

# ドイツ

# ドイツ司法省、会社責任法法案を公表

会社が行った違法行為に対する制裁措置の法的根拠に関する新たな提案が数年間にわたり公表されてきたが、最初に非公式の法案が外部に漏洩してから7カ月後の2020年4月22日に、連邦司法消費者保護省(以下、

「BMJV」)は、会社関連犯罪の制裁に関する法律

(Verbandssanktionengesetz) (以下、「会社責任法」)の正式な政府法案 (以下、「本法案」)を公表した。2019年8月に漏洩した内容からの変更は わずかであるが、本法案は、連立与党間で調整されたものであるうえ、次回 のドイツ連邦選挙まで1年以上あることを踏まえると、一部の修正及び変更 を伴いつつも今回公表された内容で法律となる可能性が高い。

#### 本法案の背景

BMJVは、本法案によって以下の点が特に改善されることを想定している。

- 会社に科される金銭的制裁は通常 1,000 万ユーロを上限とするため、大会社に対する制裁として十分ではない点
- 会社に対する金銭的制裁の根拠となる具体的かつ合理的なルールの欠如
- コンプライアンス分野への投資に対する法的インセンティブの欠如
- 行政犯罪法上の裁量的起訴の原則に起因する会社犯罪の一貫性のない不 平等な起訴
- 時代にそぐわない手続法

# 本法案の主な内容

#### 1. 会社犯罪の導入

新たに定義された企業犯罪(Verbandstaten)は、ドイツ行政犯罪法(Gesetz über Ordnungswidrigkeiten)の対象となる犯罪と、個人が犯した犯罪の中間に分類される。会社犯罪は、ある行為が「会社に課せられた義務に違反した場合、又はそのような行為が会社の利益となる結果をもたらした、若しくはもたらす予定であった場合」に行われたとされる。会社犯罪には、収奪型犯罪や租税犯罪のほか、例えば、処罰対象となる人権侵害、環境犯罪、競争犯罪なども含まれる。

会社に対する制裁は、上級管理職が自ら会社犯罪を犯した場合、又は(上級管理職以外の)個人が、適切な予防措置を採っていれば防ぐことのできた会社犯罪を犯した場合に科される。

「会社」という用語は、すべての法人及び個人の団体を対象としているが、2019 年 8 月に漏洩した法案ではすべての法人を対象としていたところ、本法案はその適用範囲を「商業的活動を目的とする」会社に明確に限定している。したがって、商業的活動を目的としない法人は、本法案に基づく賠償責任の対象とはならない。又、グループ単位ではなくグループ内の各会社単位で1つの会社と扱われる。

#### 2. 会社に対する金銭的制裁上限の引き上げ

会社に科される金銭的制裁の上限については、原則として、1,000 万ユーロのまま維持される。ただし、連結売上高が 1 億ユーロを超える会社については、売上高に関連するグループの年間売上高の 10%が上限とされる。

### 3. 制裁措置の可能性及び柔軟性の拡大

直ちに金銭的制裁を科すのではなく、後日制裁を科す権利を留保する警告を発することができる。かかる警告は、一定の条件及び指示に従って実施することが可能である。例えば、会社に対し将来の会社犯罪を防止するために一定の措置を講じるよう指示し、会社側は、一定の外部機関からの証明書を用いて、その指示を遵守していることを証明する、といったことが考えられる。かかる警告制度は、コンプライアンス体制の構築を促すことを企図している。

2019年8月時点の法案には、例外的な場合には代替的制裁措置としての会社解散が含まれていたが、本法案には含まれていない。

会社責任法における有罪判決は、会社の制裁登録簿に登録される。この登録 簿は一般的に公開されるものではなく、一定の当局のみが利用できる。会社 の犯行が多数の者に損害を与えた場合には、会社の有罪判決が公表される。

### 4. コンプライアンス・プログラムの検討及び内部調査

本法案は、会社のコンプライアンス・プログラムの検討や内部調査について、以下の2つのアプローチを提案している。

- 金銭的制裁を評価する要素としてのコンプライアンス・プログラム:会社に科される金銭的制裁を裁定する際に、当該会社のコンプライアンス・プログラムの遵守の程度についても考慮することとされている。コンプライアンス・プログラムが会社の犯罪を未然に防ぐことができなかった場合であっても、金銭的制裁を裁定する際には、コンプライアンスに対するコミットメントの度合いが考慮される。
- 制裁措置の緩和要素としての内部調査:会社自身又は第三者機関を通じて、独立した内部調査を行うなど、会社犯罪の捜査に協力した場合、制裁の減額(最大 50%)が認められる。

#### 5. 内部調査の適正手続の原則

会社が内部調査を実施したことにより制裁措置の軽減を受けるためには、一 定の要件を満たさなければならない。特に、会社による内部調査が適正手続 の原則に則って行われるべきことが明確化されている。

### 6. 合法性の原則の導入

行政犯罪法上の裁量的起訴の原則により、犯罪の起訴は一貫性を欠く形で行われていたが、今後、会社犯罪の訴追に当たっては、地域の特殊性や警察・司法制度の職員配置状況・業務量に左右されることはなくなり、会社犯罪については、合法性の原則が適用される。かかる原則の下で、執行当局は、該当する疑義が生じた時点で速やかに調査を開始しなければならない。もっとも、裁量的な理由により手続を中止することは可能とされている。

#### 7. 手続法の調整

会社責任法の下では、会社を正式に被告人の立場で据えることになる。かかる建付けは、文書に関する没収保護(Beschlagnahmeschutz)の適用範囲に影響を与える。会社責任法の下では、当該保護は、会社が被告人の立場に置かれた場合にのみ適用されることとなり、被告人の立場とは無関係に行われ

る内部的なコンプライアンスに関する措置や調査については保護の対象とならないことを意味する。又、当該保護は、会社単位で適用され、グループ全体には適用されない。

最初のページに戻る